

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 福角会は、男女ともに全職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日

2.目標と取組内容・実施時期

(女性活躍推進法に基づく職業生活に関する機会の提供に関する目標)

目標1 管理職に占める女性の割合を43%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・令和3年度より、若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例について、広報誌にて紹介する。
- ・令和3年度よりロールモデルとなる女性管理職と女性労働者との交流機会として座談会を実施する。

(女性活躍推進法に基づく職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

目標2 女性職員の育児休業取得率を維持しつつ男性職員の育児休業取得率を13%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・令和3年度より、職場と家庭の両方において、男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けての意識啓発及び仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修を実施する。
- ・令和3年度以降も引き続き第1子出生予定の男性労働者に対し、育児実習を実施する。